

○総務省告示第二百八十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 発		各 出 発	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		[同左]	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
[略]	[略]	[同左]	[同左]
八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)	八 806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)
九 846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20 (10 ⁻⁶)		
十 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20 (10 ⁻⁶)	九 915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル(中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあつては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあつては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が100kHzのチャネルをいう。)を使用するものにあつては、指定周波数帯によることができる。	20 (10 ⁻⁶)
十一 1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第6号(二)のもの	3 (10 ⁻⁶)	十 1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、告示第42号第1項第5号(二)のもの	3 (10 ⁻⁶)
無線 電波の [] の周波数は、周波数の範囲である。			